

産業廃棄物処理施設設置等に関するフローについて

	事業者(自社処理施設)	処分業者等
事業計画書からの手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第13号の2までに規定する中間処理施設 事業者が設置する最終処分場 <p>(※1)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政令第7条第3号、第5号、第8号及び第11号の2から第14号までに規定する産業廃棄物処理施設 <p>(※2)</p>
事前協議書からの手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業場の敷地以外の場所に設置する上記(※1)を除く許可施設(移動式を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 上記(※2)を除く許可施設(移動式を含む) 指定処理施設(移動式を含む)
許可申請からの手続き	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が事業場の敷地に設置する許可施設(最終処分場を除く。) 	

